

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第一日

平成二十二年六月八日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
				修
				君

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	若	山	隆	史	君
総	務	永	澤	幸	男	君
課	長	早	野	博	文	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高	木	一	幸
書記	久	保	田	陽
書記	藤	塚	怜	奈
生涯学習課長	多	賀	清	隆
学校教育課長	乾	邊	眞	悟
教育長	渡	田	守	男
消防主任	吉	山	則	雄
会計管理者兼	古	山	則	雄
上下水道課長	中	島	健	司
産業課長	三	浦	高	雄
建設課長	小	川	孝	夫
住民課長	桐	山	浩	治
健康福祉課長	中	村	繁	範
税務課長	興		慈	善

四 議事日程

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十二年六月八日（火）

午前九時

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 報告第一号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

報告第二号 垂井町土地開発公社事業計画書及び収

支決算書の提出について

日程第三 議第四十二号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第四十三号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第四十四号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第四十六号 平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第二号）

議第四十七号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第四 議第四十五号 平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第五 決議第一号 監査請求に関する決議

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十二年第四回垂井町議定会例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時三分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十七日までの十日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は十日間と決定しました。なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、十一番小林敏美君、十二番広瀬康君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等四件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 報告第一号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

報告第二号 垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、報告第一号垂井町一般会計繰越明許費の報告について及び報告第二号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出についてを一括上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也

君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、報告第一号及び報告第二号について一括して御説明申し上げます。

報告第一号垂井町一般会計繰越明許費の報告につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、地上デジタル放送対応設備改修ほか、十三件に係る繰越明許費の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、報告するものでございます。

報告第二号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出につきましても、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、垂井町土地開発公社の平成二十二年度事業計画等経営状況を説明する書類を提出するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長が補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、平成二十一年度垂井町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明をさせていただきますが、私の所管に係ります事業につきましては、総務費、総務管理費の上段でございます地上デジタル放送対応設備改修でございます。こちらの事業について補足説明をさせていただきます。

今回、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用事業ということで、事業を展開していくということで繰越明許をさせていただきます。

いたわけでございますが、もとよりこの交付事業につきましては、国の緊急経済対策の一環として事業採択がなされたものでございます。

私の方のこのきめ細かな臨時交付金を活用しましたの事業といましては、環境という側面から省エネ家電の購入といたしまして、各保育園、それから斎場、クリーンセンター等に地上デジタル放送用のテレビ受信機の整備につきまして、事業を展開するものでございまして、今のところ十九台の導入を予定しております。

繰越計算書でございますが、総額で二百二十万円でございます。翌年度に繰り越しました額につきましても、二百二十万円でございます。まして、財源の内訳につきましては、未収入特定財源、国庫補助金が百九十三万七千円でございます。残り二十六万三千円を一般財源から充当していくものでございます。

事業の進捗といたしましては、現在、それぞれ保育園等の施設のテレビの設置場所、あるいはテレビの大きさの検証を行っております。それは既に済んでおります。今後、購入の契約の手続に進んでまいる状況でございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） ただいま上程されました報告第一号平成二十一年度垂井町一般会計繰越明許費繰越計算書中の企画調整課所管に係ります款二総務費、項一総務管理費、アラート一斉整備事業について補足説明をさせていただきます。

全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートと呼ばれておるものがございますが、これにつきましては、消防庁が発します緊急地震速報などの地震情報や、また、武力攻撃などの情報を人工衛星を用いて受信をいたしまして、町の防災行政無線を自動起動して瞬時に放送をしようとするシステムでございます。

昨今の大規模地震の頻発などの状況から、国の経済危機対策に基づきまして、昨年二十一年度の補正予算にてシステム改修を行うとともに、全国の自治体に一斉に整備を図ろうとする内容の事業でございます。これら送受信設備双方に組み込まれておりますシステムの開発など、予想以上に技術的な検討やら、あるいは調整に時間を要することなどから、去る三月町議会におきまして繰越明許をお願いしたところでございます。

それでは、お手元の計算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、事業名、Ｊアラート一斉整備事業、翌年度繰越額四百六十七万六千円。財源につきましては、国からの全額補助でございます。県が一たん受け入れをいたし、県補助金として間接的に交付されるものでございます。

なお、この事業につきましの進捗状況につきましては、ただいま国におきまして、システム等の開発に時間を要しておりますので、それを待って改修をする予定でございますので、御理解賜りたいと思います。

次に、計算書の下から二段目にございます款九消防費、項一消防費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、防災設備整備工事について補足説明をさせていただきます。

まず、工事の内容でございますが、一つ目は栗原地内合原分団車庫前に、四十立方メートル級の有蓋の防火貯水槽の新設を予定いたしております。総事業費につきましては、五百七十万円でございます。

次に、防火水槽の改修工事二カ所を予定いたしております。

一カ所につきましては敷原地内明円寺前の防火水槽、もう一カ所につきましては漆原地内の防火水槽でございます。いずれも、現行、無蓋になっております水槽から有蓋の水槽へ修繕をいたすものでございまして、事業費は敷原が百九十万円、漆原が百七十万円の事業費でございます。

それでは、お手元の計算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

款九消防費、項一消防費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、防災設備整備工事、翌年度繰越額九百三十万円でございます。財源の内訳につきましては、国におけます臨時交付金で八百八十九千円、一般財源が百一十一万一千円でございます。

なお、本事業の進捗につきましては、三工事とも現在建設課の方に設計依頼をしております。それが固まり次第、早期に発注をかける予定でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 報告第一号垂井町一般会計繰越明

許費の報告の中で、健康福祉課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、款三民生費、項一社会福祉費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、老人福祉センター設備改修でございます。

内容といたしましては、冷温水配管更新工事でございます。一階に設置してございます冷温水発生装置、俗にチラーと申しますが、この二次配管が土間に敷設されております。そのいずれかに漏水が発生しているということで、リニューアルしていくものでございます。

財源内訳としましては、繰越明許計算書のとおり、事業費総額二百四十四万七千円、国庫補助金は二百十五万五千円、残り二十九万二千円は一般財源で、年度内の工事完了が見込めなくなったため、繰越明許の手続をさせていただいたものでございます。

なお、進捗状況につきましては、現在、建設課の方に設計依頼をかけている段階でございます。

次に、款三民生費、項二児童福祉費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、保育園設備改修でございます。

内訳といたしましては、一つ目に、岩手保育園空調設備設置工事でございます。保育室に電気式の単独の空調機を設置し、あわせて電源工事も行っていくものであります。こちらにつきましても、進捗状況につきましては、設計の段階でございます。

二つ目に、府中保育園食器洗浄機取り付け工事でございます。

こちらは、府中保育園の園児がふえてまいりました関係上、食器洗浄機を新たに導入していくものでございます。進捗状況につき

ましては、契約の事務手続中でございます。

三つ目に、保育園遊具塗装工事であります。綾戸、宮代、表佐、府中、岩手、各保育園二十九の遊具のほか、フジ棚の再塗装を行っていくものでございます。こちらの進捗状況につきましても、現在契約手続中でございます。

財源内訳といたしましては、一つ目の保育園空調は三百三十二万一千円、二つ目の食器洗浄機は百八十一万円、三つ目の遊具塗装につきましては百八十一万六千円、合わせて事業費総額六百九十四万七千円、そのうち国庫補助金は六百一十七万七千円、残りの八十三万円は一般財源でございます。

続きまして、款三民生費、項二児童福祉費、事業名、子ども手当システム整備委託事業でございます。

この事業は、子ども手当の円滑な実施をしていくためのシステム経費として、国の第二次補正予算に盛り込まれたものでございまして、去る三月定例会におきまして補正予算とともに繰り越しをさせていただいたものでございます。財源内訳といたしましては、事業費総額は四百八十二万一千円、全額国庫補助金でございます。進捗状況につきましては、子ども手当の支給、六月十日に支給予定となっておりますが、この分は既にシステムは改修されておりまして、ところが、国・県への申請に必要な手続書類につきましては、システムが、まだこれから実施していくというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 報告第一号垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、産業課所管の事業につきまして補足をさせていただきます。

計算書の中ほどでございます。

款六農林水産業費、項一農業費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、農村婦人の家設備改修に係ります事業費五十万円について、平成二十一年度内の完了が見込めなかったため、平成二十二年へ繰越明許させていただいたものでございます。

事業内容につきましては、綾戸にあります町農村婦人の家の和室二部屋の空調設備を取りかえるものでございます。翌年度繰越額五十万円、財源内訳といたしましては繰越計算書のとおり、国庫補助金四十四万円、残り六万円は一般財源でございます。

なお、進捗につきましては、去る五月十日に完了をいたしているところでございます。

続きまして、項二林業費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、林業センター設備改修に係ります金額四百七十八万四千円について、同じく平成二十一年度内の完了が見込めなかったため、平成二十二年へ繰越明許させていただいたものでございます。

事業内容につきましては、垂井町大滝にあります町林業センターへ、浄化槽、エアコン等の設置を行うものでございます。翌年度繰越額四百七十八万四千円、財源内訳は国庫補助金二百八十九万九千円、分担負担金百五十九万四千円でございます。この分担負

担金につきましては、当該施設は昭和五十六年に町との間において建物管理委託契約を結び、以後、主に大滝地区の集会所として利用されており、他の地区の集会所と同様に、改修等に際しましては、垂井町集会所設置事業等補助金交付条例第二条事業の種別、及び同第三条補助の基準及び補助率に基づき、事業に要する三分の二を補助すると定めており、残り三分の一、百五十九万四千円を地元負担金として徴収するものであり、残り三十八万一千円は一般財源でございます。

なお、進捗状況でございますが、昨日、地元の自治会長さんと工事内容について打ち合わせをし、七月初旬には入札に持つていきたいという思いでございます。

続きまして、同じく項二林業費、事業名、森林居住環境整備事業。

内容といたしましては、明神線林道の開設で、平成二十年度からの継続事業でございます。延長二百二十五・三メートル、幅員四メートル、翌年度繰越額四千九百六十万円。財源内訳といたしましては、繰越計算書のとおり、既収入特定財源八十七万五千円、これにつきましては事務費に係る補助分で、平成二十一年度に入金をいたしております。なお、未収入特定財源といたしましては、県補助金、補助率七〇%で三千三百七十五万円、残り一千五百六十五万円が一般財源で、平成二十一年度末までに工事完了の見込みが立たなかったため、平成二十二年へ繰越明許をお願いいたしましたものでございます。

なお、六月初旬の進捗率は七〇%でございます。今月末の完成に向け努力しているところでございます。御理解をお願いいたします。

じます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） ただいま上程されました報告第一号垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、建設課所管であります款八土木費につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、項二道路橋りょう費でございますけれども、これは地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業ということでございます。この道路橋りょう費以外にも、後からまた御説明させていただきますけれども、河川費、あるいは都市計画費でも、この交付金の活用事業を対象としております。こちらの活用につきましては、生活の安心を確保し、災害の防止に万全を期するために必要な改良工事を行うということで、交付金として充てさせてもらっております。

道路橋りょう費でございますけれども、翌年度繰越額二千五百十万円でございます。事業の内訳としましては、この中には四工事入っております。まず一番目としましては、垂井一 十三号線、これは相川橋でございますけれども、この橋の橋面（橋の上の舗装）改良工事、それと二つ目は宮代一 一号線のほか路側改良工事、これは宮代地内の、今年度下水で舗装工事が予定されておりますので、それにあわせて路側改良を行うというものでございます。この二本につきましては、今、契約手続中でございます。三本目の工事ですけれども、宮代六十三号線路側改良工事、これは宮代の西沢地区で行う工事ということで、現在施工中でございます。

す。四本目につきましては、宮代八十八号線道路改良工事、これは今設計中でございます。以上、この四本の工事を道路橋りょう費ということで予定をしております。

財源内訳としましては、国庫補助が千九百十九万四千円、一般財源が二百三十万六千円でございます。

次に、項三河川費でございますけれども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業で、繰越額が千二百五十万円でございます。事業としましては、二本でございます。まず、一本目が大石地内の排水路整備工事でございます。これは、今現在測量設計の委託をしたところでございます。二本目につきましては、梅谷地内の西谷川の暗渠改修工事でございます。これは設計中でございます。財源内訳としまして、国庫補助が千百十五万九千円、一般財源が百三十四万一千円でございます。

次に、町単事業でございますけれども、宮代四辻地内排水路整備事業で、百四十万円の繰り越しでございます。これは、国道わきの垂井警察署の近くでございますけれども、国道側で側溝の整備事業が予定されております。これは、今年度中に行うということでありまして、それが終わり次第、町の側溝をそれにあわせて改修するという予定でございます。まだ、今のところ着手はしておりません。

次に、項四都市計画費でございます。

これも交付金活用事業でございますけれども、繰越額千八百八万円でございます。これにつきましては、JR垂井駅の南口駐輪場設置工事でございます。財源内訳としまして、国庫補助が千七百七十九万七千円、一般財源が百万三千円でございます。こちらの事

業につきましては、今、用地が一部J Rの用地にかかりますので、今、その事務手続中でございます。この事業につきましては、まだ一部着手されていないところもございますけれども、速やかに進めてまいりたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 報告第一号垂井町一般会計繰越明許費の中で、生涯学習課が所管しております事業につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、繰越計算書に基づきまして、説明をさせていただきます。

款十教育費、項五社会教育費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業、合原公民館設備改修でございます。内容といたしましては、空調設備の老朽化により、改修していくものがございます。一階につきましては、大会議室に空冷ヒートポンプエアコン一台、また調理室及びロビーにつきましては、空冷ヒートポンプエアコンをそれぞれ各一台を設置するものがございます。二階につきましては、冷媒配管工事延長三十メートルと、冷却水配管工事延長二十メートル、また電気工事、二階チラー電磁弁取りかえ工事を行っております。財源内訳といたしましては、繰越計算書のとおり、事業費総額六百二十六万八千円、国庫補助金五百五十一万九千円、残り七十四万九千円につきましては一般財源で、年度内の事業完了が見込めなくなったため、繰越明許の手續をさせていただきます。

なお、工事の進捗状況につきましては、契約を五月二十六日に締結をさせていただきました。工期につきましては契約日から七月十四日までであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 報告第二号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書につきまして御説明をさせていただきます。

中ほどから開発公社の資料がしておりますけれども、よろしいでしょうか。

まず、平成二十二年度事業計画及び予算でございますけれども、お開きをいただきまして、目次の次のページでございます。

平成二十二年度の事業計画でございますけれども、公有地取得事業及び公有地の処分につきましては、ともに計画はございません。

次に、二ページの二十二年度予算でございます。

第二条の収益的収入及び支出につきましては、収入の部では、第二款事業外収益としまして、受取利息三万二千元、受取配当金一千元で、計三万三千元を計上いたしております。

支出につきましては、第一款事業原価、これにつきましては、当社の事業がありませんので、ゼロ円でございます。

第二款販売費及び一般管理費につきましては、理事会等の必要経費といたしまして、七万六千円を計上いたしております。

その下の括弧書きで記入されております収益的収入支出差引額としましては、四万三千円のマイナスでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、第三条でございます。予定額としては計上されておりません。

続きまして三ページでございます。

三ページでは平成二十二年度の開発公社の運営する資金計画を載せております。第二条で受け入れ資金、第三条で支払い資金をそれぞれ予定額を計上させていただきました。

引き続き、平成二十一年度の事業報告と決算報告について御説明申し上げます。順次めぐっていただきまして、目次の次のページが一ページの二十一年度の事業報告でございます。

一 の概況、(一) 理事会の開催状況でございますけれども、平成二十一年五月二十日と本年三月二十四日の二回開催をいたしました。審議内容につきましては、記載のとおりでございます。

(二) 行政庁認可に関する事項につきましてはございません。以降、二の業務、三の会計につきましては、平成二十一年度の事業がなかったことから記述はございません。

次に二ページでございます。

平成二十一年度の決算報告について御説明申し上げます。

一、収益的収入及び支出の(一) 収入の第二款事業外収益でございますが、預貯金利息と出資金の配当金で、予算三万四千元のところ、三万二千六百四十九円と決算をさせていただきました。

(二) の支出でございます。第二款販売費及び一般管理費でございますが、開発公社運営によります理事会などの必要経費であります。予算七万六千円のところ、六万三千円の決算額でございます。

次に、二、資本的収入及び支出でございますけれども、事業が

ございませんので、予算額、決算額とも、ゼロ円でございます。

三ページでございます。

損益計算書でございますけれども、この中で、下の方、七の特別損失で二万二千七百五十円でございます。これは、平成十一年に取得しましたノートパソコンの固定資産除却損ということで、こちらの方に上げております。

続きまして、四ページでございます。

四ページに貸借対照表を載せております。

あと、五ページに財産目録、次、七ページに監査意見書をつけてさせていただきました。

以上、垂井町土地開発公社平成二十二年度事業計画書及び平成二十一年度の収支決算書につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(衣斐弘修君) これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番(丹羽豊次君) 報告一号について、ちょっと町長にお尋ねするんですが、垂井町一般会計の繰越明許費の報告でございます。

これらの繰越明許等々につきましては、二月十六日、あるいは三月十九日の補正予算で、中心的には、きめ細かな臨時交付金ということに補正がなされておるといふふうに聞いておるんです。

今、各課長から聞きますと、二月、三月、四月、五月、六月、四力月がたちますね。今、建設課に委託しておるとか、まだ工事に着手していないというようなことを多く聞くんですが、これら

については、やはり年度内に成立できないということで繰越明許をしておる事業だと思ふんです。繰越明許の本来の意味からしますと。それで、やはりこれらの事業については、優先的に工事着手、やはり町民の皆さんが待つてみえる事業と思ふんです。そのような形ですので、今ごろ聞きますと本当にがっかりしておるような状況でございますが、この点ぜひとも早く工事を行うようによろしくお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） ただいま九番議員から、もつと頑張れという御質問であったというふうに思いますが、この予算そのものは、国の方において交付金等が年度末ぎりぎりに出てきたような状況の中で、町といたしましても、繰り越しをせざるを得なかったというやむを得ない状況があります。

ただ、今、議員がおっしゃいましたように、こういった事業に対して、町民の方、あるいはこれに関係される方の期待の声というのは、私どもも十分いただいております。一生懸命今進めておるところでございますけれども、やはりボリュームの問題でありますとか、いろいろと精査しておるような中で、手間取っておる部分もございます。一生懸命これから早く発注できるように進めて、また、工事が完成するように進めてまいりたいと、一生懸命頑張つてまいりたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。
これをもって報告を終わります。

日程第三 議第四十二号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第四十三号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第四十四号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第四十六号 平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第二号）

議第四十七号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四十二号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議第四十四号垂井町国民健康保険条例の一部改正についてまで、議第四十六号平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第二号）及び議第四十七号平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第四十二号から議第四十四号、議第四十六号及び議第四十七号を一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第四十二号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第四十三号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、議第四十二号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第四十四号垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第四十六号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は一千五十万一千円の追加で、予算総額は八十億九千七百四十万四千円となります。

補正いたしますものは、総務費では、県より旅券事務の権限移譲を受けることに伴います需用費、役務費、委託料、備品購入費の増額措置をいたしました。

衛生費では、母子保健指導車の配分を受けたことに伴います役務費、負担金、補助及び交付金の増額措置を、クリーンセンター最終処分場のシート補修に伴います工事請負費の増額措置を、また、エコパーク整備に伴います不動産鑑定に係ります役務費の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、大野町で開催されます伊吹山薬草サミットに係ります負担金と県の補助事業に採択されたことに伴う高性能農業機械導入事業の補助金の増額措置をいたしました。

商工費では、企業誘致に係ります農政協議のための委託料を措

置いたしました。

財源につきましては、県支出金、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

続きまして、議第四十七号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は五百八十八万円の追加で、予算総額は二十七億二千八百八十八万円となります。

補正いたしますものは、非自発的失業者の軽減措置によりますシステム改修に係る委託料の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長が補正説明をいたしますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、今、町長から提案説明がございました議第四十二号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について補正説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、少子化対策という一環でございます。今、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するものでございます。町長の提案説明にございましたが、今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正、それから地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆるこれが育児

休業法と我々が通称呼んでおる法律でございますが、そちらの一部改正によりまして、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例案をごらんいただきたいと思います。それとあわせて、事務局から配付をされております条例の新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の主な改正の内容でございますが、子育て支援という観点から育児のための早出、それから遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができる内容、それから三歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務に対する制限を設ける内容になっております。それでは、改正条例について御説明させていただきますと存じます。

第八条の二でございます。

こちらにつきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の請求等について定めておる規定でございます。第一項につきましては、育児に係る早出遅出勤務の請求の規定でございます。今回の改正によりまして、従来は配偶者が就業している場合に限り、早出遅出勤務の請求が認められていたところでございますが、今回の改正によりまして、職員の配偶者の就業状況にかかわらず早出遅出勤務の請求をすることができるとする改正でございます。

それから、第二項の改正でございますが、こちらにつきましては、要介護者の介護に係る早出遅出勤務の請求、認定でございます。第一項の改正に伴いまして、読みかえ規定の整理を行うための改正でございます。

続きまして、第八条の三でございます。

こちらの規定につきましては、新旧対照表の見出しにございますように、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定を設けているところでございます。

前後いたしました。条例の最後の方になりますが、第二項をつけ加えるものでございます。こちらにつきましては、どういった内容をつけ加えるかといいますと、三歳に満たない子を持つ職員におきまして、当該子を養育するため請求があつた場合において、その職員の担任業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除きまして、時間外勤務をさせてはならないといったことの規定を設けるものでございます。

次に、この第二項の新設によりまして、項番号及び引用規定の整理を行ったものでございます。

続きまして附則でございますが、施行期日といたしまして、第一項でこの条例につきましては、平成二十二年六月三十日から施行するものでございます。

以下、ただし書きがございますが、第二項といたしまして、経過措置でございます。

今回、改正条例の施行日後に、改正条例の規定により早出、遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員につきましては、施行日前に請求することができることとする改正を経過措置として設けるものでございます。

続きまして、議第四十三号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど議第四十二号でも御説明いたし

ましたが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正。それから、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして改正を行うものでございます。

こちらの条例の主な改正につきましては、職員の配偶者の就業や、育児休業の取得の有無の状況にかかわらず育児休業をすることができるといった改正でございます。

それから、父親が出産後五十七日以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業の取得を可能とする改正の内容でございます。それでは、こちらも条例の新旧対照表を参考にしながら、条文について説明をさせていただきたいと存じます。新旧対照表につきましては三ページでございます。

第二条でございます。

こちらは、育児休業をすることができない職員の規定を定めるものでございます。

こちらは、第五号及び第六号を削除することになっております。この第五号、第六号の規定につきましては、配偶者が既に育児休業をしている場合、あるいは常に養育することができる場合において、従来は育児休業をすることができなかったわけでございますが、今回、この五号、六号の削除によりまして、先ほど申しましたように、職員の配偶者の就業の有無にかかわらず、育児休業取得の有無等にかかわらず育児休業をすることができるといったことにする改正でございます。

次に、第一号、第二号の削除につきましては、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定を整理するものでございま

す。

続きまして、第二条の次に、第二条の二といたしまして、育児休業法第二条第一項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間といたしまして、「育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。」といった規定を追加するわけでございますが、この規定につきましては、どういったことかと申し上げますと、配偶者の出産後人事院規則で定める期間を基準といたしまして、条例で定める期間以内に父親となる者が育児休業を取得した場合におきまして、特例といたしまして再度育児休業を取得できるということとなっておりますわけでございまして、その条例で定める期間を五十七日間とする規定でございます。

続きまして、第三条でございます。

こちらにつきましては、育児休業法の改正によりまして、見出しの部分を「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改めるものでございます。

次に、同条第一号中でございますが、第三条第一項の改正でございます。第五条の改正に伴う規定の整理を行うものでござい

す。次に、第四号中の改正でございますが、こちらにつきましては、父母が交互に育児を休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等の計画書を提出いたしましたとして、最初の育児休業をした後、三カ月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができることにする改正でございます。そして、同条第五号中「再度の」事項を削るわけでございますが、こちらにつきましては、育児休

業法の改正による字句の整理でございます。

続きまして、第五条でございます。こちらにつきましては、育児休業の承認の取り消し事由に関する規定でございます。

こちらにつきましては、職員以外の子の親が常に子を養育することができなくなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないとするこの改正でございます。

続きまして、第八条の改正でございます。こちらは、職務復帰の規定をとっておる条文でございます。

こちらにつきましては、第八条中、「取り消されたときに」の下に、「（第五条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）」を加えるものでございますが、内容につきましては、育児休業の承認が取り消された場合は職務に復帰をするわけでございますが、第五条の承認の取り消しは除くこととする旨の追加を加えるものでございます。

続きまして、第十条の改正でございます。

こちらにつきましては、育児短時間勤務をすることができない職員でございます。育児短時間勤務といえますのは、通常我々が一日勤務しておる時間の一部を育児のために短時間勤務として認めることでございます。それらの職員に関する規定でございます。

こちらの改正によりましては、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができますものがございます。こちらは先ほど育児休業のところでも御説明いたしましたが、片方の親さんがこういった短時間勤務をとっていた場合につきましては、取得

できないということがございますが、父母あわせて取得するといったことに改正するものでございます。そのほか、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第十一条の改正でございます。

こちらにつきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情ということの条文でございます。

前後いたしますが、第一号及び第四号につきましては、第十四条の改正に伴います規定の整理を行うものでございます。

次に、同条第五号中の改正につきましては、父母が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後、三カ月以上を経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から一年以内であっても育児短時間勤務をすることができるとするものの改正でございます。

続きまして、第十四条でございます。

こちらにつきましては、育児短時間勤務の承認の取り消し事由に関する規定でございますが、こちらの内容につきましては、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育することができることになった場合でも、育児短時間勤務を取り消す事由には当たらないこととする改正でございます。先ほど御説明いたしましたが、父母あわせて短時間の時間勤務をとれるといった改正でございます。

続きまして、第十八条でございますが、部分休業でございます。

育児休業法の中にもいろいろ子育て対策のための施策がございまして、部分休業ということがございます。これは一日に二時間以内に限って休業をとるといった規定でございます。こちらは十八条でございますが、「育児休業法第十九条第一項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。」という規定に改めるものでございますが、内容につきましては、この改正前の第二号のみを部分休業をすることをできない職員とするものでございまして、結果的に職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができるという改正、それから非常勤職員に関する規定の整理を行ったものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成二十二年六月三十日から施行するものでございます。

また、第二項といたしまして経過措置でございますが、改正条例の施行前に育児休業等を計画書により申し出られた再度の育児休業、または育児短時間勤務の請求の計画でございますが、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により、申し出た計画とみなすこととする規定でございます。

非常に内容的にわかりづらくて恐縮でございますが、いずれにしましても、育児休業の中の育児休業、あるいは短時間勤務、あるいは部分休業につきまして、従来は片方の親さんが取得した場合は認められていなかったものが、今回の改正によりまして、それぞれ両方取得できるというように改正するものでございます。

以上、補足とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理

解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります議第四十四号垂井町国民健康保険条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、本年五月十九日に医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布・施行されたことにより、改正前の国民健康保険法の条項を引用している部分について条例の一部改正を行うものであります。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表、八ページをごらんいただきたいと思っております。

第九条中「第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改めるものでございます。

第九条は、保険事業について規定していますが、この中に国民健康保険法の条項を引用している部分があります。今回、国民健康保険法の一部改正で、第七十二条の五が第七十二条の四に繰り上がったことにより条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第四十六号平成二十二年度垂井町一

般会計補正予算（第二号）につきましての補足説明をさせていただきます。

議案の第一条でございます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ一千五十万一千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八十億九千七百四十万四千円とするものでございます。

細部につきましては、事項別明細の方から御説明をさせていただきます。

それでは、最初、歳出でございますが、六ページをお開き願いたいと存じます。

款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費、目一戸籍住民基本台帳費でございます。

こちらの部分につきましては、町長からの提案説明にもございましたが、県からの権限移譲によりまして、旅券（パスポート）の申請交付事務を住民課の戸籍の窓口におきまして、この十月一日から実施するための経費について予算化をお願いするものでございます。

節十一需用費でございますが、消耗品といたしまして、こちらにつきましては、既決額六十万円に対しまして、見込み額七十万一千円で、十万一千円の補正をお願いするものでございますが、こちらの内容につきましては、パスポート写真用のスケール、あるいはゴム印等の消耗品でございます。それから、修繕料でございます。一万一千円でございますが、こちらは総合窓口案内看板でございますが、あちらにパスポートの申請・交付といったものの文言をつけ加えるための修繕でございます。

続きまして、節十二役務費でございます。

通信運搬費でございますが、既決額二十六万二千円でございます。見込み額三十一万一千円、四万九千円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、申請書等を県の旅券センターに送付するための輸送料でございます。

続きまして、十三の委託料でございます。

旅券交付端末機保守業務委託料でございますが、後ほど十八の備品購入費のところでも説明いたしますが、今回の導入に当たりまして、端末機を一台設置いたします。これは、県の旅券センターとのオンラインを図るものでございますが、そちらの端末機の保守業務委託料でございます。

続きまして、十八備品購入費でございますが、こちらにつきましては、今お話し申し上げましたように、旅券交付のための端末機、それから旅券用の写真カッター機を購入するためのものでございまして、六十四万七千円の補正額をお願いするところでございます。

続きまして、款四衛生費、項一保健衛生費、目六保健センター費でございます。

こちらにつきましては、全国保健センター連合会の方ですが、母子保健指導車の配分要望を行ってまいっております。今年度におきまして、四月だったと思えますが、配分の内定がございまして、軽自動車でございますが、母子保健の推進のための公用車として受け入れに要する経費の予算化をお願いするものでございます。節十二でございますが、役務費、自動車保険料でございます。既決額六万九千円で、見込み額八万七千円で、今回の購入に

つきまして一万八千円の自動車の任意保険料の予算をお願いする
ものがございます。

続きまして、節十九負担金、補助及び交付金でございます。

母子保健指導車負担金でございますが、車の購入に係ります経
費の一部負担金といたしまして、全国保健センター連合会へ負担
するものがございます。六十九万六千円の補正予算をお願いする
ものがございます。

続きまして、同じく款四衛生費、項二清掃費、目二クリーンセ
ンター費でございます。

こちらは、最終処分場のシートの覆補修工事ということで四百
二十八万三千円の補正をお願いするわけでございますが、理由で
ございますが、クリーンセンターのテントハウスですね、既に御
存じかと思いますが、南側に設置してございます既に閉鎖をして
ある最終処分場でございます。そちらを覆っておるシートが経年
劣化をいたしまして、また、四月当初の強風で広範囲にわたりは
がれたものがございます、そちらの補修を行うものございま
す。

それから、次に款四衛生費、項二清掃費、目三塵芥処理費でこ
ざいます。

節十二で役務費でございますが、こちらにつきましては、不動
産鑑定料といたしまして十五万三千円の補正予算をお願いするも
のございますが、こちらにつきましては、現在エコパークとし
て予定しております岩手下町地内の公用地に隣接しております
私有地の購入のための不動産鑑定に要する経費を予算計上したも
のでございます。

続きまして、款六農林水産業費、項一農業費、目三農業振興費
でございます。

節十九負担金、補助及び交付金でございます。十七万円の予算
をお願いするものがございますが、こちらは伊吹山薬草サミット
の負担金でございます。こちらは、今負担金の納入につきまして
は隔年になっておりまして、現在大野町が事務局になっておりま
すが、そちらからの交付請求に基づきまして補正予算をお願いす
るものがございます。

続きまして、目八農業構造改善費でございます。

節十九の負担金、補助及び交付金でございます。

こちらにつきましては、高性能農業機械導入の補助金というこ
とで、御存じのように、町内の農事組合法人及び伊吹機械化営農
組合等が農業機械を購入する場合の補助金でございます。今回、
後ほど歳入でも御説明をいたしますが、県の補助事業が採択され
たことによりまして、今年度予定しております農業機械の購入に
対しまして三十五万六千円の増額補正予算をお願いするもので
ございます。

続きまして、款七商工費、項一商工費、目二商工振興費でござ
います。

節十三の委託料でございますが、こちらにつきましては四百万
円の補正予算をお願いするところでございます、主な理由でござ
いいますが、現在進めております企業誘致に伴います用地開発に
係る農政局協議にするための地域農業振興計画の策定業務委託料
でございます。そちらの経費の予算をお願いするものでございま
す。

続きまして、歳入の方の説明に参りたいと存じます。前に戻っていただきまして五ページでございます。

款十四県支出金、項一県負担金、目十一県移譲事務交付金でございます。

節一県移譲事務交付金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出でも御説明いたしましたパスポートの申請に係ります県からの交付金でございます。九十二万九千円の補正予算でございます。

続きまして、同じく款十四県支出金、項二県補助金、目五農林水産業費県補助金でございます。

節一農業費県補助金でございますが、こちらは先ほども高性能機械のところ、農業機械の購入に係る補助金でも御説明いたしました。今回県の補助事業といたしまして、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金に採択がなされまして、この補助金でございますが、四百三十五万九千円の受け入れを行う補正予算を行うものでございます。

続きまして、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金、節一繰越金でございますが、今回の補正の財源の確保と収支の均衡を図るために繰越金といたしまして、五百二十一万三千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案資料の一ページに戻っていただきまして、第一表には歳入歳出予算の補正、それから三ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細の総括表を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上で、平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第二号）に

係ります補正説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります議第四十七号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして補正説明をさせていただきます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百八十八万円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十七億二千八百八十八万円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出、六ページをござらん願います。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、節十三委託料五百八十八万円の増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、国民健康保険システムの改変業務委託料の追加をお願いするものでございますが、さきの五月臨時会で国民健康保険税に係る一部改正をお認めいただいた中で、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合には、前年所得の給与所得を百分の三十として計算する特例措置を定めたとところでございます。これによりまして、国民健康保険システムを改変する必要が生じたので、今回、その委託料五百八十八万円をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、歳入、五ページでございますが、款十、項一、目

一、節一繰越金でございますが、前年度繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よつて、議第四十二号から議第四十四号まで、議第四十六号及び議第四十七号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第四 議第四十五号 平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、平成二十一年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長が説明をいたしますので、

十分御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長中島健司君。

〔上下水道課長中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程のありました議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について補足説明させていただきます。

決算書の十一ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成二十一年度垂井町水道事業につきましては、安全な水の供給に努めながら、住民の生活環境を重視し、効率的な経営に努めてきたところでございます。

当年度における事業経営につきましては、漏水調査による有収率の向上、費用の抑制並びに経営の健全合理化、最少の費用で最大の効果を目標に努めてきたところであります。しかしながら、新たに建築した構築物等の供用開始に伴い減価償却が増加し、その結果、二千六十万八円の純損失を計上するに至りました。

今後の経営につきましては、社会様式の変化や少子化等により需要量が伸び悩む中、経済的かつ安全性に富んだ水道水の供給を基本方針とし、限られた財源の有効活用を図りながら、住民ニーズへの対応と災害に強い水道システムの構築に取り組んでいきたいと考えております。

では、収益的収支の状況について説明させていただきます。

上下水道の普及状況は、給水戸数八千五百三十二戸、前年度に比べまして二百一十一戸の増、総配水量は三百五十一万七千二百六十七立方メートル、前年度に比べまして十五万一千三百五十八立方メートルの減、また、有収水量は三百五万六千六百六十五立方メー

トルで、前年度に比べまして一万七千八百四十八立方メートルの減でありました。

これらの状況の中、収益的収入につきましては、三億二百万四千三十二円で、前年度に比べまして四百五十三万三千五百八十円の減となりました。収益的収入の主なものといたしましては、営業収益の水道料金二億七千七百八十二万一千二百一十円及び分水工事負担金一千三百三十五万四千円であります。

一方、収益的支出は三億二千八百四十万四千四十円の支出をしております。前年度に比べまして四千五百七十七万二千三百六十六円の減となりました。支出の主なものといたしましては、電気料金、企業債支払い利息及び減価償却費であります。

以上の結果、決算書の三ページでございますが、平成二十一年度垂井町水道事業損益計算書の下から三行目になりますが、当年度は純損失二千六百十万八円となりました。前年度繰越欠損金二千七百二十一万五千九百二十円を加えまして、当年度未処理欠損金五千三百三十一万五千九百二十八円となり、欠損金処理につきましては六ページの欠損金処理計算書（案）にありますように五千三百三十一万五千九百二十八円を翌年度繰越欠損金として計上したところでございます。

次に、資本的収支の状況でございます。

再度十一ページをごらんいただきたいと思えます。

資本的収入につきましては一億六千八百二十万二千三百三十三円で、その内訳は給水加入金五百十四万八千円、工事負担金二百三十八万四千九百二十八円、他会計負担金七千五百六十六万九千四百五十五円等でございます。

一方、資本的支出につきましては三億一千三百四十二万六千四百六十円で、その内訳は、建設改良費二億六千五百七十七万四千三百二十円、企業債償還金四千七百六十五万二千四百四十円であります。

当年度に実施しました建設改良工事の主なものといたしましては、第一水源五号取水井戸更正工事、下水道事業に伴います配水管布設がえ工事を六工区に分けて施工いたしました。また、第六次変更工事においては、府中増圧ポンプ場更新工事等を実施いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億五千八百十万六千二十三円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりません議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定しました。暫時休憩いたします。（午前十時二十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十一時十七分）

日程第五 決議第一号 監査請求に関する決議

議長（衣斐弘修君） 日程第五、決議第一号監査請求に関する決議を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 監査請求に関する決議。

地方自治法第九十八条第二項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

一つ、監査を求める事項、垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強計画策定及び北舎改修実施計画業務の変更契約について。

二つ、監査結果の報告期限、平成二十二年八月三十一日まで。監査請求に関する決議の提出理由。

昨年の平成二十年度一般会計の決算審査特別委員会において、垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強計画策定及び北舎改修実

施計画業務の変更契約に伴う、委託料の追加金額が適切な額であったか不透明であり、特別委員会では表決の結果、可否同数、委員長裁決により不認定となりました。しかし、委員長報告を受けた本会議での表決では、賛成多数により認定という結果になりました。

この決算認定の争点になった件については、納得されていない議員もおられると思います。議員個人には検査する権限はありませんが、専門的な第三者機関である監査委員は実地検査もできます。よって、地方自治法第九十八条第二項の規定により、監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を請求するために、監査請求に関する決議を提出するものであります。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

一番藤埴理君。

〔藤埴理君登壇〕

一番（藤埴理君） ただいまの決議に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、奥村議員から説明があったとおり、決算審査特別委員会、そして議決と結果が違ったということで、いろんな点で不信感を持たれている議員さんは多いということも事実だろうというふうには思っておりますが、しかしながら先ほどの説明のとおり、金

額、いわゆるふえてしまった金額に対してのみが不当であるというようにだけに對し監査請求を行うのもいかなものかというふうに考えております。金額のみであれば、それは妥当性があるかないかということよりも、決算の妥当性をやはり私も議会としては判断したというふうに思っておりますので、今決議に對しては反対という立場で討論をさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） ほかにも討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

十二番 広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 監査請求に関する決議案について賛成の立場で討論に参加したいと思います。

この問題は、決算審査特別委員会において賛否両論で、いわゆる認定するかどうかということですね、賛否両論だったわけですが、不正がないということになれば、提案されている議員の思い、そういうものも含めてですが、つまびらかにすればいいわけであって、堂々とそれはすばいいわけであって、何もそのことで拒否することはありません。

それで、問題は、私ももそうですが、疑惑というよりも不明瞭といいたほうがいいか、あるいははっきりしないところがあるわけですね。例えば、三社の企業が、それぞれ参考見積書を出しているわけですが、それが全部残っていないというような、こんな摩訶不思議なおかしいと思います。それを提案されている議員が、例えば監査請求ならばできるけれども、私たち議員個人ではなかなかそこまで追及できないということがあります。だとす

ればやっぱり監査請求をすることによって、監査委員が堂々といわゆる一部始終を監査するということが大事だと思います。そういうことによって、いわゆる不正はなかったということが結果としてわかれば、それはいいわけなんであって、そういう意味で、これは監査請求するに値すると思います。よろしくお願いします。

議長（衣斐弘修君） ほかにも討論はありますか。

〔発言する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。

採決は起立により行います。

決議第一号監査請求に関する決議は、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本決議は否決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午前十一時二十五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 小林敏美

議員 広瀬康

